

第2回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成25年4月25日（木）午後6時30分～8時20分
2. 会場 防府市役所 1号館3階 第1会議室
3. 出席委員 9人（欠席：広石委員）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化し、文脈、発言趣旨から並べ替えをしています。）

◎協議事項

○事務局

まず、4月1日付けで人事異動があった職員の紹介をさせていただきます。（各自自己紹介）
送付資料の確認。

○委員長

私も4月1日付けで異動があり、4月から大学研究推進機構に移り、平成15年から専任教員をしておりましたエクステンションセンターは、平成25年度から名称が地域連携推進センターに変わり、専任教員がいなくなりました。しかしながら、引き続きこの地域連携推進センターの運営委員の仕事もしています。

前は、この協議会の進め方等の話をさせていただきましたが、今日は自治基本条例のことについて話を具体的なものにしていきたいと思っています。

それでは、次第に基づいて始めさせていただきたいと思います。議事録はいかがでしたか。発言で訂正等がありましたら事務局の方へよろしく願いいたします。

では、「次第1 防府市自治基本条例の周知について」の説明をよろしく願いいたします。

○事務局

「次第1 防府市自治基本条例の周知について」説明。（資料1）

○委員長

説明にあったように、これまで周知をされてきましたが、皆さんの印象に残っていること・ご覧になったこと・お聞きになったことがあればご意見をお願いします。市広報では、連載で防府市自治基本条例の解説が掲載されていますが、いかがでしょうか。

○A委員

市広報は見ましたが、FMわっしょいでは聞いていないです。出前講座は、要請されて実施されているのですか。

○事務局

事前に市から各公民館へ投げかけをし、出前講座を希望する公民館との日程調整を経たのち、開催

しています。行政の方からそれぞれの館長さんへお願いし、開催という運びになりました。

○A委員

資料1を見ると、出前講座の開催数が少ないように感じました。

○事務局

現状では、年間を通していろいろな講座やサークル等のスケジュールがあるため、その間に入って開催することができませんでした。

○委員長

出前講座の参加人数はどれくらいですか。

○事務局

牟礼出張所では、前段で警察署の生活安全課の講座があったため、満席の70～80人と多かったのですが、佐波・向島公民館は、婦人学級などでしたので、12人くらいと小人数でした。野島漁村センターは、20人弱くらいでした。

○委員長

何かご質問はありませんか。ホームページでそれぞれのページのアクセス数は把握できますか。アクセス解析などはされていますか。

○事務局

調べたことはありますが、結果的にはいろいろな入り方によりそのページにたどり着くので、正確な数値としてつかみにくく、現在申し上げられる数字は持ってありません。

○委員長

セキュリティの問題もありますね。大学では、グーグルの無料のソフトでアクセス数を解析したり、有料ですが、業者に頼んで都道府県単位で解析をすることもあります。

それでは、「次第2 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について」の説明をよろしく願います。

○事務局

「次第2 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について（第4章 市議会）」説明。（資料2）

（市議会の役割と責務）第8条 関連

○B委員

議会のネット中継の視聴状況や反響はわかりますか。

○吉川部長

初めの頃は、200～300件のアクセスがあると聞いていました。議会報告は、生中継以外に録画したものを見られる方もいらっしゃいます。皆さんがどのあたりまでインターネットで生中継を見ることを思っているかですね。

○委員長

ケーブルでは放送していますか。

○吉川部長

放送枠等の問題があり、放送していません。

○委員長

ネット中継の録画したものは、いつでも見られるようになっていますか。

○吉川部長

いつでも見られるようになっています。ホームページの議会事務局のページに掲載しています。

○委員長

議案に対する賛否の公開は、何に記載されていますか。

○事務局

議会広報誌（議会だより）のほか、ホームページでも見られるようになっています。一覧表になっていて、案件ごとに議員の方の賛否等も載っています。

○委員長

議会報告会は、何回されていますか。

○吉川部長

年1回の開催で、全地区で行っています。今年は5月に開催すると聞いています。

○委員長

どのくらい参加されていますか。

○吉川部長

1地区20～30人くらいの参加で、主に自治会長、社協の役員の方などが中心になります。

○委員長

参加される議員の方は、分担をされていますか。

○吉川部長

はい。4班に分かれて分担して行っています。

○C委員

議員さんは、議会報告会を行ってどう反応を感じましたか。

○吉川部長

私が行った時ですが、市民の方は議会の報告も聞かれますが、要望をたくさんおっしゃっていました。要望が出るのはいいと思います。

○委員長

報告会で出た要望等のまとめは、出ていますか。

○吉川部長

議会広報誌（議会だより）で出していると思います。議員は、要望を聞いても自分達であることができないというところで難しさがあります。

○委員長

他に質問がなければ、次へいきたいと思います。

では、次の説明をお願いします。

○事務局

「第5章 執行機関」説明。

（市長の役割と責務）第10条、（市の職員の責務）第12条 関連

○D委員

一般研修で、昔は千葉の研修センターや自治大学等で10日～1ヶ月くらいありましたが、今もありますか。

○藤津部次長

あります。毎年4～5人程度行っています。

○D委員

自主研究で、昔職員互助会から補助金を出して推薦していましたが、今もありますか。

○藤津部次長

同様な補助制度は今もありますが、同じテーマでの自主研究はできないので、数は減っています。

○E委員

「自己啓発研修の支援」にある通信教育や自主研究は、どのような内容ですか。

○藤津部次長

通信教育の専門のNPOから冊子をいただき、職員課がその中から講座を選び、庁内メールで職員に周知し、希望者がその講座を受けるようになります。添削や接遇、ビジネスマナー、行政に役立つ本等いろいろあります。

○C委員

どのくらいの割合の職員の方が受けられていますか。

○藤津部次長

通信の受講者は少ないです。

○委員長

市職員は、何人いらっしゃいますか。

○吉川部長

一般職で650人くらいです。(保育士、保健師含む。)

○A委員

民間企業派遣は、派遣先や内容はどのようなことですか。

○藤津部次長

平成20年度からブリヂストン、協和発酵、丸久、イズミなどのスーパーから始め、去年からアパホテル、福祉施設(今年は2箇所)に行っています。4~9年目の主任・主任主事級の若手職員が、必ず1度は行くようになっています。例年は十数人ですが、だんだん増え今年候補者27人中、企業の関係で18人ほど行く予定です。研修期間も1ヶ月だけでしたが、今は1ヶ月と2週間の2種類あります。

○委員長

必ず全員が行くようになっていますか。

○吉川部長

はい。例外で、市役所入社時に、社会人枠採用や民間に1年以上経験がある人は除いています。

○F委員

市職員の方が自己啓発や教育を受け、頑張っていることが市民は分からなかったです。市広報等でもっとオープンに職務以外で頑張っている顔や姿を外へ出した方がいいと思います。

○藤津部次長

PRが下手ですね。

○F委員

出して見える化した方が、透明感があり、理解されていいと思います。

○G委員

学習とは、「学び、習う」と、学ぶことは、自分でできます。研修で教えてくれる人がいないから学べないではなく、どこで線を引くかが難しいところです。出張や研修は費用がかかるので、社内に図書館のような役立つ本をそろえ、各自で自由に読み、学習をするレベルアップの形もあります。経験上、低コストですが、こちらの方が身につきレベルアップにつながります。

○F委員

民間から見ると、市長が「図らなければならない」と言わないとしないという印象をうけました。自己啓発で自らスキルアップすること、会社側が研修を行うことも当たり前です。時代でノウハウの吸収度が違い、自分で高めようとしないとスキルは高まらないので、研修を受けた件数だけでは意味がないと思います。

○H委員

過去に市民・NPO団体・市職員と一緒に研修する機会が、市民活動支援センターでありました。時期によっては、忙しくてテーマの対象となる職員の方が来られないケースもありましたが、忙しい中でも、時間がある職員の方は来ていただきました。市職員が、市民やNPO団体と一緒に研修を受ける機会があったらいいと思います。

○吉川部長

今は機会があまりないと思います。考えていかないといけないと思います。

○B委員

市職員が課が変わったとき、自分の持っている力で問題解決や提案、調整とリーダーシップや役割を担ってもらう意味でのレベルアップを図ってもらうため、いろいろなところとの横のネットワーク作りが課題だと思います。年齢層に応じて、いろいろな人の中で自分がどう課題を解決していくかだと思います。与えられた知識を学ぶではなく、今市の抱えている課題のテーマに従って、各課の職員

と民間を入れたワークショップを行い、勉強をする機会を作っていくと能力が高まっていくと思うので、機会を作られるといいと思いました。まちづくり等やっていて、行政は提案を受けても後で検討なので、その場でどう改善していくかお互い知恵を出し合うと解決策につながると思います。調整力を高めてもらう意味でも幅広く研修の機会を捉えてもらいたいです。

○A委員

市役所を会社に例えると、市のいろいろな物（観光地・会社・祭り等）は商品なので、市職員が市のことに興味を持ち、祭りに参加したり観光地の説明ができるよう、市を知ってもらう勉強をしていただきたいと思いました。

○吉川部長

考えてやらせていただきたいと思います。

○E委員

自分の持っている複数のNPOに防府市役所の方が結構いらっしゃいますが、結局人によると思います。自己啓発とは、したくなるという意欲を持たせる働きかけが大事だと思います。いろいろなところとつながると、いい仕事ができるということを周知し、意欲を持たせることも大事だと思います。職員の人数が減り、職務の負担も増え自己啓発をする時間が難しいですが、バランスだと思います。

○G委員

人が減るのはどこの会社も一緒に、一人ひとりのスキルをあげていかないと状況に太刀打ちできないので、民間では身銭を切って研修をして、ぎりぎりで支えています。民間研修でそういう背景も吸収してもらえたらうれしいです。防府市をアピールできる観光や産物のエキスパートを育てる研修があつたら、魅力的なメンバーが揃っていいと思いました。

○C委員

条文ができた結果、研修を始めることになったのでしょうか。今までやってきたことが、条例の中で体系化されたということはあると思います。防府市自治基本条例ができてよかったこと、悪かったことや条例により取り組みがされ、市政に役立つようになった等、取り組み方をチェックできたらいいと思いました。

○委員長

毎年200人近くの市や町の職員研修の講師をしており、若い職員は、広い視野を持っていないと思いました。税収が減り、職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代なので、能力の質を向上させる研修を民間と一緒にする仕組みをこの条例を機会に作っていただきたいです。講座を公開型にし、市民と市職員と一緒に受け、グループに分けたワークショップでまちづくりの課題について話し合わせないと一人ひとりの能力を高めていけないので、この条例を機会に仕組みを作っていただきたいです。OJTで自治体職員としての能力を磨いていくしかないなので、研修事業についても検討

し、条例に基づいて新しい仕組みができたと市民にアピールできるようなものができたらいいと思います。

○A委員

新入職員は入ってすぐに研修がありますが、OJTはつきますか。

○藤津部次長

新入職員の入った全所属長及び係長に対し、部下の指導のテキストを配布しています。

○A委員

最初に新入職員が集まってする研修はありますか。

○藤津部次長

入ってすぐ3日間の研修がございます。1年目の春と秋に3日間ずつ必ずあります。今年度からは夏に1日研修を行う予定です。今の市長から国への派遣や民間派遣研修、勤務時間後に各課の職員が講師となり、業務を教える暮れ六トライアングルセミナーも始まりました。今後もいろいろな形で意識改革をやっていき、新たな視野を広げるためにNPO団体や民間の会社との研修を考えていかなければいけないと感じました。

○委員長

第5章は、よろしいでしょうか。では、第6章の説明をお願いします。

○係長

「第6章 総合計画」説明。

(総合計画) 第13条 関連

○委員長

何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○D委員

条例策定まではアンケート等をしてはいますが、早い時代の流れの中で見直す項目が出てきたなど負の部分を出し、推進段階で進捗状況や過程を市民に知らせる方策をとると条例がもっと生きてくると思います。政策策定後の動きを開示していく方法を考えていただきたいです。

○G委員

「第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」は、都市計画税を使用する項目のまちづくり・都市づくりですか。

○吉川部長

都市計画税を使用するのは、都市計画課なので違います。

○G委員

計画がしてあるから完成した時にそこに人がいなくても、同じ費用がかかるなら作る。防府市では道だと思います。今作っている道は、人口は減るのに必要なのでしょうか。総合計画との整合性は確認等とれていますか。

○吉川部長

道路に関しては、道路計画通りに進んでおらず必要なところから作っている状況です。都市計画道路に関しては、見直しをします。道路を作れなくなっている状況で、今からは橋や建物の維持管理の方へ大きく見直しをせざるをえなくなっています。

○G委員

必要なところが優先される、論理に基づいた優先順位を論議される場を作っていただきたいです。

○吉川部長

できていない部分の検証は、行政評価の公表をネット等でしていますので、確認をしていただけたらと思います。

○B委員

評価に行政だけでなく、第三者委員会など一般の人を入れられないですか。

○吉川部長

今はまだ少し市民の皆様の底上げが必要と思いますが、将来的にはそういう方法も検討していきたいと思います。

○委員長

行政評価のことが出てきましたので、第7章の説明をお願いします。

○事務局

「第7章 行政運営」説明。

(行政評価) 第18条 関連

○A委員

防府市自治基本条例ができて、見直しや取り組みを始めたものはどれですか。書き出した方が分か

りやすいと思います。

○事務局

制定後の見直しとあったので、施行日の平成22年4月1日からの平成22年度以降のものになります。ご指摘の部分は、制定前後が見えない形になっています。第7章 第14条以降の条項は、市民参画懇話会の提言をいただいたときに、行政として行政運営をする上で盛り込むべき事項として挙がり、それを踏まえ条例として可決しました。条例ができたからではなく、平成22年以前からほとんどのものは取り組んでいました。

○吉川部長

防府市自治基本条例は基本条例なので、元々行っていたことを規定しています。自治基本条例に基づいて、何かを劇的に変えるという意味ではなく、足りない部分を整備していくということです。この章では、行政評価については、防府市自治基本条例と平行して準備はしていましたが、施行に伴い公表に踏み切りました。PDCAサイクルは、中でやっていましたが、外に出していませんでした。ただ、今公表している内容は必要に応じて見直します。

○A委員

条例ができて変わったことや見直されたことがあったのか知りたかったです。

○吉川部長

第7章でいうと、行政評価になると思います。条例ができたことによって、プラスの部分、マイナスの部分を含めご意見をいただきたいと思います。

○G委員

市長等はどちらをさしていますか。

○事務局

市長等とは、一般的に行政のことをいい、市長、その他の執行機関として教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会になります。

○吉川部長

その他の執行機関に委員会がありますが、市長の権限が及ぶのは、市長部局と水道局だけです。市長等でまとめていますが、委員会は独立しています。

○G委員

「第8章 財政運営 第24条 第1項 市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。」とありますが、財政の中で税収が高くなった時、都市計画税は何に使うか告知されていたか。

○吉川部長

都市計画税はずっとかかっており、都市計画施設の整備が目的で、道路や公園、公共用下水などの施設の整備に使用するのが原則です。

○G委員

「売却可能な公有財産を必要に応じ財産処分審議会へ諮問し処分」ですが、国のように赤字で売却をしたことは防府でありましたか。

○吉川部長

土地に関していえば、土地の値段は変動がありますが、防府では顕著な例はないと思います。土地開発公社があり先行取得されていますが、基本的に黒字なので赤字は出してないと思います。

○G委員

建物等を建てる時、建てた人の名前やかかった費用を分かるように明記すると、建てる時慎重になり抑止力にもなると思います。

(政策法務) 第22条 関連

○C委員

平成24年度に法務推進課が設置され、条例や規則等の審査が行われていますが、そこで防府市自治基本条例とその他の条例や規則と整合性がとれているかチェックされていますか。

○國吉部次長

条例や規則の適法性や妥当性を考えて、審査するように心がけています。今後は、強く意識し、既存の条例や規則等との適合性をチェックしていくつもりです。

○C委員

チェックしていただけると、条例の良し悪しは蓄積されていくと思います。

○國吉部次長

防府市自治基本条例は、個別の条例や規則のあり方を考える上で、大きな基準になると思うので意識して審査をしなければなりません。個別の条例を考えると、防府市自治基本条例のあり方の問題点も出てくるかもしれないので、双方向があり得ると思います。

○F委員

防府市自治基本条例は行動指針と思いますが、他の条例と照らし合わせて問題点があれば、見直しをしていかなければならないと思います。専門の課ができたなら、表などで逐一チェックをしてい

くべきだと思えます。

○國吉部次長

そういったことをシステムチックにできないかと考えており、やり方についても今後考えていきたいと思っています。

○委員長

平成24年度に条例制定件数が、19件に突然増えているのはどうしてですか。

○國吉部次長

平成24年度に地域主権改革があり、権限委譲や義務付け・枠付けの廃止により増えました。行政に関しては、国の法律の基準が政令、省令に定めてあり、それに基づいて行政は執行しなければなりません。国で一律で決まっていた基準の一部を、自治体が地域の実情に応じて柔軟に決められるようにするため、県や市の条例で自主的に定められるようになりました。それにより、19件中、地域主権改革によるものが13件、それ以外のものは6件になります。

○G委員

その件数の中に、ごみの回収・廃棄に関するものはありますか。

○國吉部次長

ございません。

○委員長

次回ですが、「第3章 市民及び市民等 第6条 市民等の権利 第7条 市民等の責務」に重要なことが記載してあり、実感としてどう捉えられてきたかお伺いしたいと思います。実際の生活の中で意識、感慨をもったことや実感したことをお話いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次回の具体的な日程をお願いします。

○事務局

第3回協議会の日時について→5月23（木）18時30分～。

○全委員

承諾。

以上。